

## 一般社団法人長野県農業会議 第96回常設審議委員会の概要

令和6年3月15日（金）に長野市「JA長野県ビル」において開催した、第96回常設審議委員会の審議結果等の概要は下記のとおりです。

### 記

#### 1 農地法等に基づく審議

##### (1) 第1号議案(資料②-正)

農地法第5条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、全て「許可相当」として意見回答することを決定しました。

##### (2) 第2号議案(資料③-正)

農地法第39条第4項の規定(農地を利用する権利の設定に関する知事裁定)に基づく松本市農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、「異存はないもの」として意見回答することを決定しました。

##### (3) 第3号議案(資料④-正)

農地法5条の規定による営農型太陽光発電施設(立科町・東御市、5条・更新案件、ユーカーリ・ブルーベリー)について審議した結果、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

#### 2 報告事項

##### (1) 地域計画に係る策定状況のアンケート結果について

資料⑤により説明しました。

#### 3 その他

##### (1) 農業者年金の加入推進及び「雇用就農資金」令和6年度第1回募集について

年金資料①により説明しました。

# 一般社団法人長野県農業会議 第96回常設審議委員会 出席者名簿

期日 令和6年3月15日

場所 長野市・JA長野県ビル12A会議室

■常設審議委員 在籍者29人、出席者26人

○印は出席者

氏 名			
正副会長	23 (会 長) 望月 雄内 ○	1 (副会長) 市川 覚 ○	8 (副会長) 田中 悦郎 ○
常設審議委員	2 小山田 武 ○	3 伊藤 利孝 ○	4 小泉 幸善 ○
	5 有馬 久雄 ○	6 高田 清人 ○	7 早川 親利 ○
	9 中島 完二 ○	10 伊藤 宏昭 ○	11 保木野 幸雄 ○
	12 藤沢 勉 ○	13 青木 保 ○	14 佐野 啓明 ○
	15 松永 晋一 ○	16 神農 佳人 ○	17 中村 光男 ○
	18 千國 茂 ○	19 宮澤 清志 ○	20 小林 安男 ○
	21 所 弘志 ○	22 武重 正史 ○	24 畷田 武司
	25 金子 ゆかり	26 浅田 みさ子 ○	27 沼田 浩子 ○
	28 小林 文彦	29 伊藤 洋人 ○	
県等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県農政部農業政策課 安藤忠幸 課長補佐兼農業団体・共済係長、丸田慎太郎 農地調整係長、北澤智美 行政事務員</li> <li>・立科町農業委員会 市川 潤職員</li> </ul>		
事務局	伊藤洋人 専務理事兼事務局長(前掲)、中島健貴 参事兼部長、小林佳昭 部長、山際義人 部長代理、土屋剛志 次長、松田美夏 係長、森住浩光 審議役、高橋一輝 主事、倉田幸代 囑託		

一般社団法人長野県農業会議 第96回常設審議委員会次第

日 時：令和6年3月15日（金）13:30～  
場 所：長野市 JA長野県ビル12階「12A会議室」

1 開 会

2 挨拶

3 会務報告

4 議長就任

5 議事録署名人指名

6 審 議

第1号議案  
農地法第5条の規定による意見回答について

第2号議案  
農地法第39条第4項(農地を利用する権利の設定の知事裁定)の規定による意見回答について

第3号議案  
農地法の規定による営農型太陽光発電施設に係る意見回答について  
(立科町・東御市、5条・更新案件、ユーカーリ・ブルーベリー)

7 報告事項

(1) 地域計画に係る策定状況のアンケート結果について

8 その他

(1) 農業者年金の加入推進及び「雇用就農資金」令和6年度第1回募集について  
(2) 次回の開催計画について  
4月15日（月）13:30～ JA長野県ビル12階 「12A会議室」

9 議長退任

10 閉 会

# 主 要 会 務 報 告

(令和6年2月15日開催の常設審議委員会以降)

## 1 主催会議

### (1) 総務・情報部関係

2月15日 第95回常設審議委員会 (長野市)  
2月28日 第45回臨時理事会 (書面議決)

### (2) 農政・農地部関係

2月16日 農業委員会サポートシステム・タブレット現地研修会 (栄村)  
2月21日 // (岡谷市、飯島町)  
2月26日 農業委員会サポートシステム現地研修会 (千曲市)  
2月27日 // (伊那市)  
2月28日 農業委員会サポートシステム・タブレット現地研修会  
(宮田村、駒ヶ根市)  
3月1日 // (飯綱町、佐久市)  
3月4日 // (松本市)  
3月7日 // (豊丘村)  
3月8日 地区常設審議委員会 (立科町、伊那市、塩尻市、長野市)  
3月8日 農地利用最適化に係る月次情報交換会議  
( // )

### (3) 担い手・経営・年金部関係

2月15日 「雇用就農資金」現地確認調査 (南信1経営体)  
2月19日 農業者年金担当者会議 (Web)  
2月19日 「農の雇用事業等」現地確認調査 (中信3経営体)  
2月26日 // (南信2経営体)  
2月27日 令和6年度農作業標準労賃・農業機械作業標準料金設定会議  
(長野市)  
2月28日 「農の雇用事業等」現地確認調査 (東信3経営体)  
3月1日 「雇用就農資金」現地確認調査 (北信1経営体)  
3月5日 // (南信2経営体)  
3月6日 // (東中信2経営体)

## 2 組織関連の会議

2月13日 県農業再生協議会担い手・農地部会第4回事務局員会議  
2月14日 都道府県農業会議会長会議  
2月14日 松塩筑安曇農業委員会協議会農業活性化推進研修会  
2月15日 第4回県農業委員会協議会  
2月16日 南木曾町農業委員会農業委員及び農地利用最適化推進委員合同  
会議  
2月16日 明日に翔べ!上伊那ファーマーズの集い  
2月16日 県農業法人協会第5回理事会  
2月17日 小諸市地域計画意見交換会

①

5 長農会議第 23 号の 11

令和 6 年 2 月 15 日

駒ヶ根市農業委員会長 様

長野県農業委員会ネットワーク機構  
一般社団法人長野県農業会議  
会長 望月 雄内

農地法第 5 条の規定による意見回答について

令和 6 年 2 月 9 日付農委～118 号で依頼のありましたこのことについて、令和 6 年 2 月 15 日に開催した第 95 回常設審議委員会において審議した結果、許可相当としました。

記

1 意見回答 許可相当

「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」（平成 30 年 5 月 15 日 30 農振第 78 号・最終改正令和 4 年 3 月 31 日 3 農振第 2887 号 以下、「国通知」という。）に基づき、一時転用許可を受けた者に対し、営農の適切な継続を確認するため、毎年、農業委員会へ出荷量を証する書面等を添付した「営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告」の提出を求めること。

また、国通知に基づき農地パトロール等の際に定期的に生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確認できないと判断される場合には、必要な指導・助言を行ってください。

(問い合わせ先)

担 当 農政・農地部 小林 森住

TEL026-217-0291 FAX026-219-2953

E-mail [24nousei@nca.or.jp](mailto:24nousei@nca.or.jp)

## 農地法第5条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(令和6年3月)

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面積 (㎡)		
			田	畑	計
東信	4	5	3,783.78	7,255.18	11,038.96
佐久市	1	1	3,525.00	0.00	3,525.00
御代田町	1	2	0.00	5,819.40	5,819.40
立科町	1	1	258.78	1,382.30	1,641.08
東御市	1	1	0.00	53.48	53.48
南信	2	2	3,342.00	6,834.00	10,176.00
岡谷市	1	1	3,342.00	0.00	3,342.00
富士見町	1	1	0.00	6,834.00	6,834.00
中信	2	2	3,683.00	22,587.00	26,270.00
木曾町	1	1	3,683.00	3,235.00	6,918.00
松本市	1	1	0.00	19,352.00	19,352.00
北信	1	2	2,187.00	0.00	2,187.00
長野市	1	2	2,187.00	0.00	2,187.00
合計	9	11	12,995.78	36,676.18	49,671.96

所有者不明農地への利用権の設定について

長野県農政部農業政策課

1 制度の概要

所有者が死亡するなど、所有者が不明となっている農地について、新たな担い手に貸し付ける制度

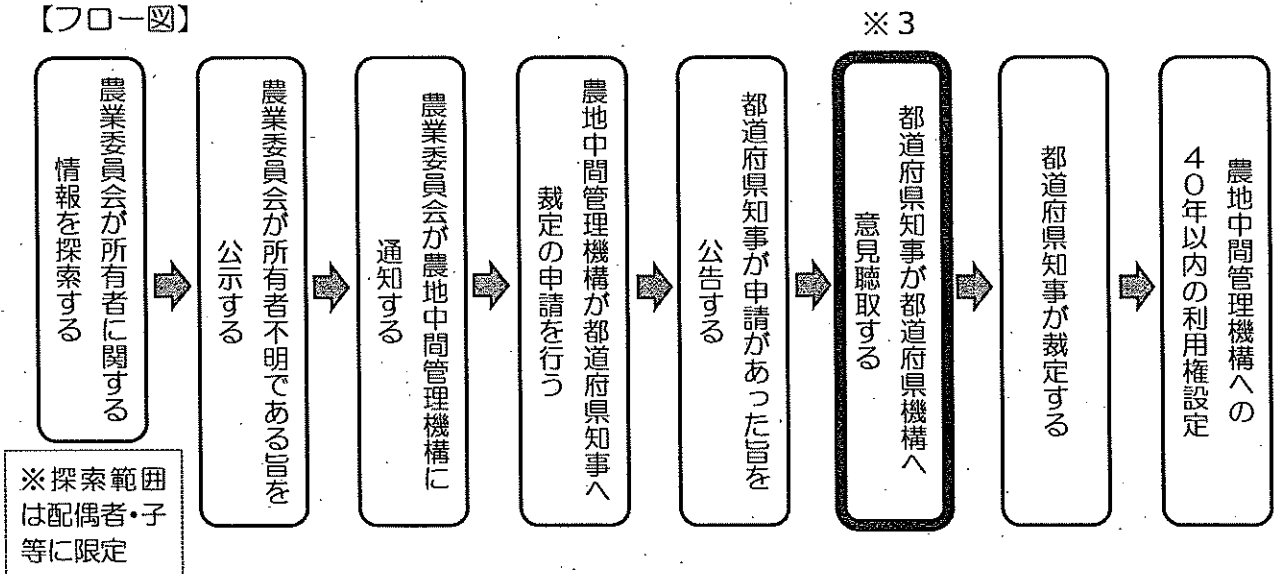
2 事務の流れ

農業委員会において所有者の探索及び所有者不明の旨の公示を行った後、農地中間管理機構へ通知を行う。

通知を受けた農地中間管理機構は、当該農地の利用権（※1）の設定について県へ裁定申請を行う。

県が裁定すると、農地中間管理機構（※2）は利用権を取得し、借受希望者に貸し付けることができる。

【フロー図】



※1 利用権

農地を利用する権利

※2 農地中間管理機構

農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため農地の貸借及び売買を行う公益法人。長野県では、長野県農業開発公社が役割を担っている。

※3 都道府県機構への意見聴取

農地法第39条第4項の規定により、都道府県知事が裁定しようとするときは、あらかじめ都道府県機構の意見を聞かなければならないとされている。

3 裁定内容

別紙のとおり

(別紙)

利用権設定の裁定にあたっての意見聴取事案一覧

長野県農政部農業政策課

1 裁定の内容

案件番号	所在及び地番	地目	面積 (㎡)	内容	始期	存続 期間	補償金の額 (※)	補償金の 支払の方法
1	松本市梓川倭2005番 1	田	2,148	利用権	令和6年 4月27日	5年 9ヶ月	283,974円	長野地方法務局 松本支局へ供託
	松本市梓川倭2005番 2	田	2,116					

※賃借料に相当するものとして、農地中間管理機構が法務局へ供託する金銭。

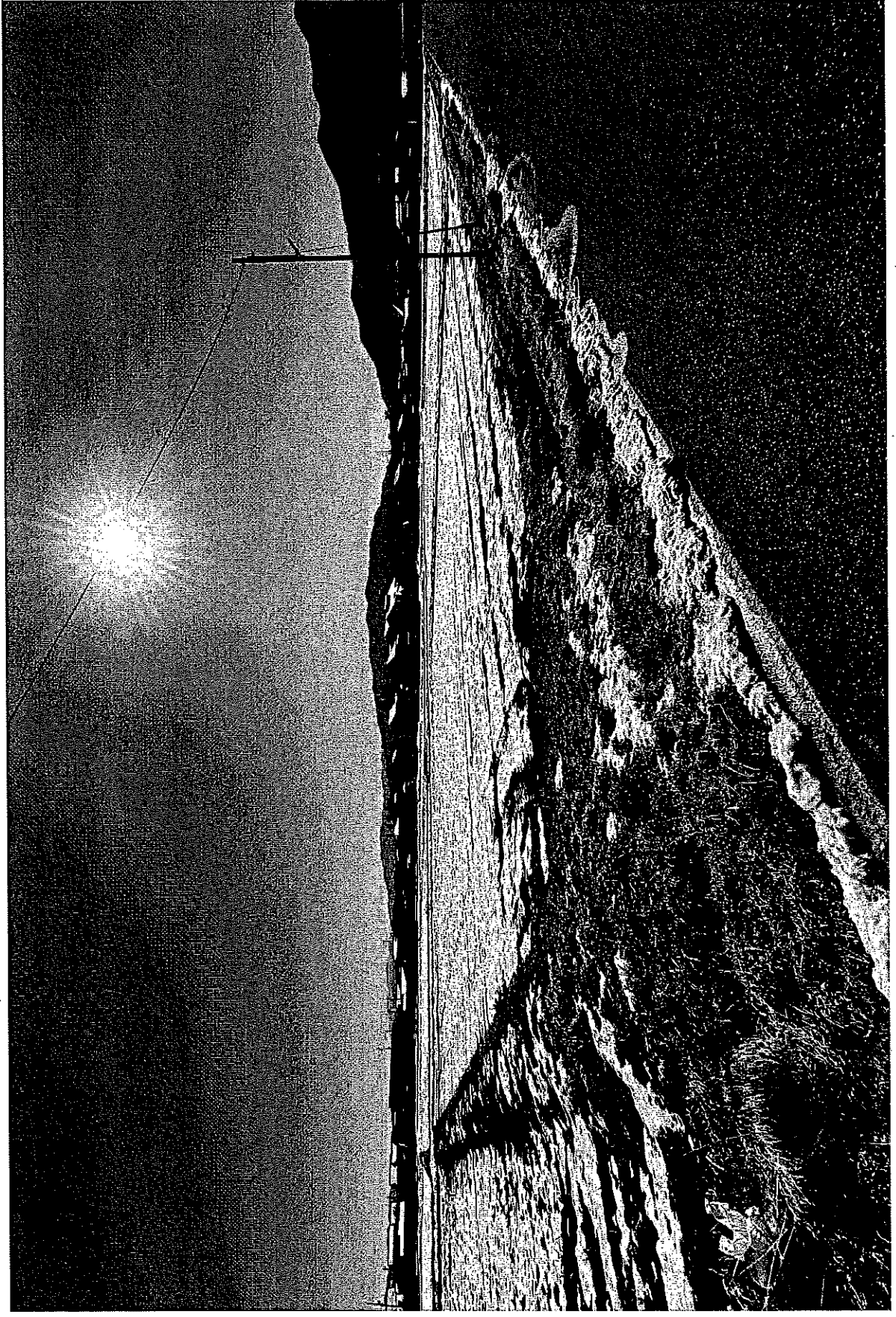


2 裁定にあたっての確認事項と県の判断

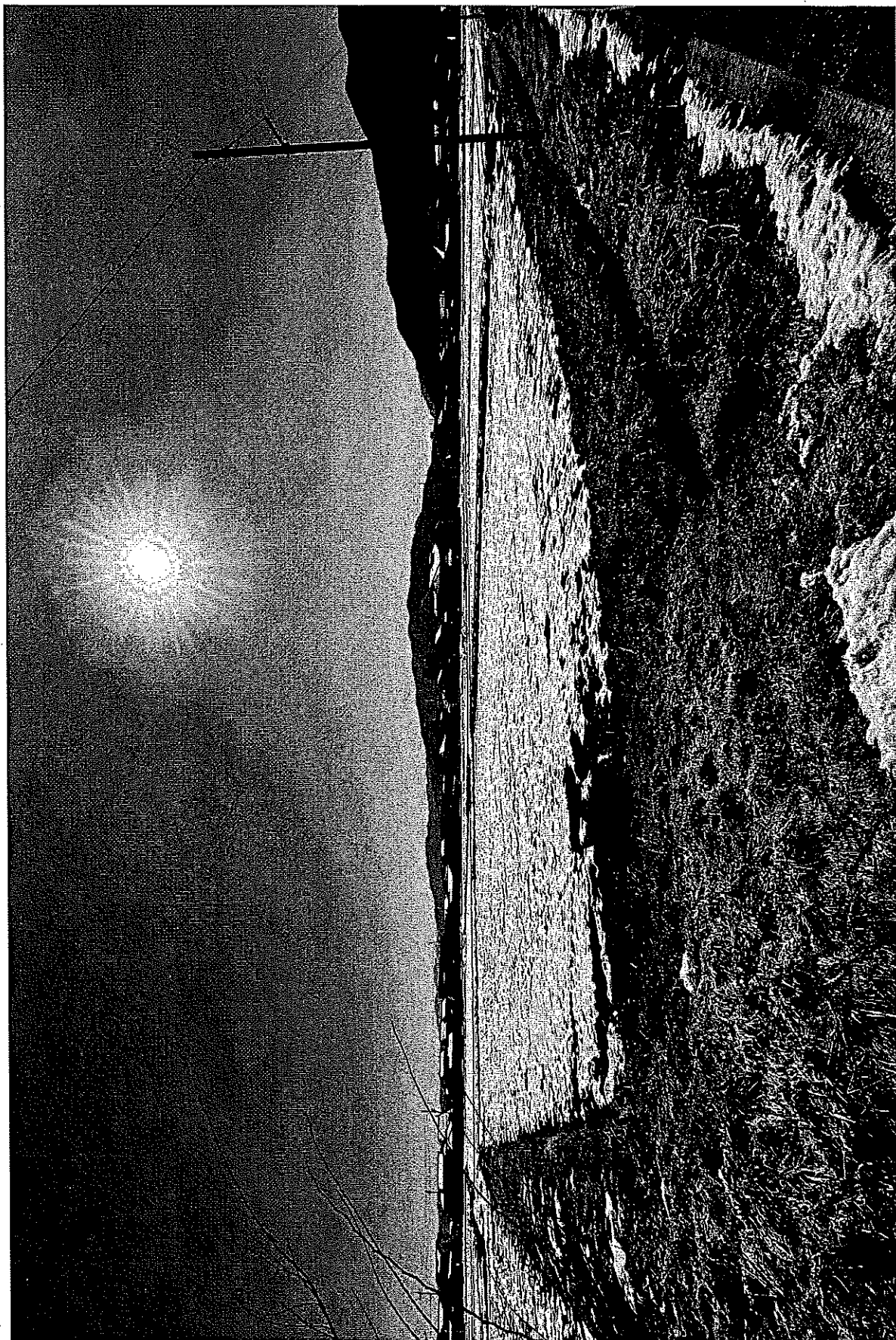
(案件番号 1 松本市梓川俊)

項目	確認事項	県の判断
裁定の 必要性	<p>①意見書の内容その他当該農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き農業上の利用の増進が図られないことが確実と認められるか（農地法第39条）</p> <p>②農地中間管理機構が当該農地について農地中間管理事業を実施することが当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要かつ適当であると認められるか（農地法第39条）</p>	<p>農地の所有者が死亡し、耕作の事業に従事する者が不在となっており、農業上の利用の増進が図られないことが確実と認められる</p> <p>農地の所有者が死亡し、耕作の事業に従事する者が不在となっており、今後農地としての利用を確保するためには農地中間管理事業を実施することが必要かつ適当であると認められる</p>
裁定内容の 妥当性	<p>③所在、地番、地目、面積、権利の内容、権利の始期、存続期間が申請の範囲を超えないこと（農地法事務処理基準第13の2の(2)）</p> <p>④利用権の内容が、農地の現況及び用途からみて通常用いられる範囲内の利用形態であること（農地法事務処理基準第13の2の(3)）</p> <p>⑤補償金の額は、近傍類似の農地の借賃等を十分考慮し、生産条件等を勘案して算定すること（農地法事務処理基準第13の2の(4)）</p>	<p>申請のとおり裁定する</p> <p>借受希望者は、現況田である農地に水稻を作付する計画であり、通常用いられる範囲内の利用形態であると認められる</p> <p>申請地周辺の近傍類似農地の賃借料は、11,100円/10aであり、これをもとに面積に応じた額（※）を設定しており、妥当であると認められる</p> <p>※<math>11,100 \text{円} \div 1,000 \text{m}^2 \times 2,148 \text{m}^2 = 23,842 \text{円}</math>  <math>11,100 \text{円} \div 1,000 \text{m}^2 \times 2,116 \text{m}^2 = 23,487 \text{円}</math></p>

松本市梓川倭 2005 番 1



松本市梓川倭 2005 番 2



(令和6年3月)

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面積 (m <sup>2</sup> )		
			田	畑	計
東信	2	2	258.78	1,435.78	1,694.56
立科町	1	1	258.78	1,382.30	1,641.08
東御市	1	1	0.00	53.48	53.48
合計	2	2	258.78	1,435.78	1,694.56

令和6年3月15日  
 (一社)長野県農業会議

「地域計画」に係る農業委員会の取組状況等について

1 調査目的

令和5年4月1日の改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、県内の農業委員会は、市町村と連携し、目標地図の素案作成に向けた農業者の意向把握をはじめ、地域の話し合いなど精力的に進めている。

一方、農業委員会のマンパワー不足などで取組み状況に差が出てきていることから、県内の状況を把握し、取組の支援につなげるため、アンケート調査を実施

2 回答状況 (令和6年2月29日集計)

77農業委員会から回答 (回答率100%)

3 回答状況

(1) 地域計画の策定地区数

市町村数	策定予定地区数 (※)	市町村当たり地区数
77	574地区	1地区~33地区 (長野市33、大田市30)

※ 集計にあたり、一部の市町村では地区数に幅があるため、最も多い地区数とした。

(2) 目標地図の素案作成に係る意向調査の方法について

回答区分	割合(%)	委員会	説明
① 新たに意向把握の調査を行う	60	46	「目標地図」の素案作成に係る意向把握の方法として、6割の農業委員会が新たな調査(アンケート)を実施。また、約3割の農業委員会が人・農地プランなどの過去の調査データを活用。約1割の農業委員会が過去の調査データと新たな調査により意向を把握している。
アンケート調査中 (作成中、発送中、回収中・集計中含む)	92	-	
アンケート終了	8	-	
② 過去のデータを活用	31	24	
「人・農地プラン」のデータを活用	77	-	
その他のデータを活用	9	-	
「人・農地プラン」+その他データ	14	-	
③ 「①と②」により把握	9	7	

(3) 「目標地図」の素案の作成状況について

回答区分	割合(%)	委員会	説明
① 全ての地区 作成済み	7	5	「目標地図」の素案の作成状況は、全ての地区作成済みが7%(5農委)。一部の地区の素案を作成したのは40%(31農委)。これから作成する農業委員会は53%(41農委)。
② 一部の地区 作成済み	40	31	
③ これから	53	41	

(4) 「目標地図」の素案作成に係る農業委員会サポートシステムの活用について

回答区分	割合(%)	委員会	説明
① 農業委員会サポートシステムを活用	26	20	「目標地図」の素案作成に、農業委員会サポートシステムを活用したのは26%。その他のシステムを活用したのは70%
② その他システムを活用	70	54	
③ 未定	4	3	

(5) 「協議の場」(話し合い)の開催状況について

回答区分	割合(%)	委員会	説明
① 全ての地区で「協議の場」を開催した	20	15	○「地域計画」の策定に向けた「協議の場」の開催状況は、全ての地区で開催したのは20%(15市町村)。一部の地区で開催したのは32%(25市町村)。これから開催するのは48%(37市町村)
協議の場は終了した	41	-	
協議の場は開催したが、まだ、策定に向けた話し合が必要な地区がある	59	-	
② 一部の地区で「協議の場」を開催した	32	25	○「協議の場」の話し合いが終了した地区数は29地区(574地区の5%)となっている。
一部の地区の協議の場は終了した	17	-	
まだ話し合が必要な地区がある	83	-	
③ これから	48	37	

(6) 「地域計画」の案(※)ができている地区数について

回答区分	割合(%)	委員会	説明
20地区 (割合:20/574=3.5%)	3.5	7	県内7市町村で、20地区の「地域計画」の案ができしており、今後、「最終協議」、「農業者等への説明」、「公告」が行われる予定

※「地域計画」の案：公告等は未了だが、「協議の場」で、ほぼ合意が得られた「地域計画」(目標地図含む)のこと。

令和6年度 農作業標準労賃

長野県農政部  
JA長野中央会  
(一社)長野県農業会議

		令和5年度		令和6年度		摘 要
		計算金額	決定額	計算金額	決定額	
稲 作	一般作業	894.36円	908円	930.88円	948円	一時間当たり
	田植え作業	979.01円	980円	1,004.70円	1,000円	〃
野 菜	一般作業	894.36円	908円	930.88円	948円	〃
果 樹	せん定作業	1,448.12円	1,450円	1,486.54円	1,490円	〃
	一般作業	894.36円	908円	930.88円	948円	〃
きのこ	一般作業	894.36円	908円	930.88円	948円	〃
花 き	一般作業	894.36円	908円	930.88円	948円	〃

(注)

- ①食事は、作業者負担とした。
- ②この基準は、1日当たり実労働時間8時間を基準とした。
- ③令和6年度アップ係数は、算出年度の試算対象3カ年のアップ率の平均値で算出した。  

$$\text{令和6年度アップ係数} = (4\text{年度}1.01524 + 5\text{年度}1.03101 + 6\text{年度}1.02929) / 3 = 1.0252$$

$$\text{令和6年度農作業標準労賃} = \text{令和5年度農作業標準労賃} \times 1.0252$$
- ④長野県の最低賃金は948円であるため、これを下回らないように配慮した。

## 令和6年度 農業機械作業標準料金

長野県農政部  
JA長野中央会  
(一社)長野県農業会議

(単位：10a当たり、円)

	費目	構成比 (%)	令和5年度		令和6年度			備考
			算出額	決定額	アップ率	算出額	決定額	
耕 起	機械費	64%	6,206	9,600	103.83%	6,379	10,000	トラクターとロータリー
	燃料費	11%	1,019		104.45%	1,103		(参考：機械費アップ率)
	労働費	16%	1,501		102.52%	1,575		①トラクター 1.0400
	運営管理費	9%	873			906		②ロータリー 1.0365
	計	100%	9,598			9,962		平均 1.0383
代 か き	機械費	67%	6,171	9,000	105.70%	6,374	9,500	トラクターと代かきハロー
	燃料費	10%	835		104.45%	940		(参考：機械費アップ率)
	労働費	14%	1,185		102.52%	1,292		①トラクター 1.0400
	運営管理費	9%	819			861		②ハロー 1.0740
	計	100%	9,011			9,466		平均 1.0570
田 植 え	機械費	72%	9,093	12,500	103.60%	9,324	12,900	6条乗用
	燃料費	3%	356		104.45%	392		(参考：機械費アップ率)
	労働費	16%	1,925		102.52%	2,050		
	運営管理費	9%	1,137			1,177		
	計	100%	12,512			12,943		6条乗用 1.0360
収 穫	機械費	83%	21,548	25,900	103.60%	22,271	26,800	5条刈り
	燃料費	2%	505		104.45%	541		(参考：機械費アップ率)
	労働費	6%	1,536		102.52%	1,593		
	運営管理費	9%	2,359			2,441		
	計	100%	25,948			26,846		コンバイン 1.0360

(注)

R6年度決定額=R5年度決定額×構成比×アップ率

- ①水田10ha、作業受託10ha経営を基準とした。
- ②機械装備は県下の実態を勘案して、トラクター40馬力、ロータリー(1.8m)、代かきハロー(2.4m)、田植機(6条)、コンバイン(5条)とした。
- ③農機資材等の購入に係る消費税(10%)を積算基礎に含めた。
- ④上記②③を基本モデルとして、機械費・燃料費・労働費を算出した。
- ⑤運営管理費の算出額は、機械費・燃料費・労働費合計の10%としている。



# 年金①

私達も加入しました！



## 加入推進ニュース



一般社団法人 長野県農業会議  
令和6年3月15日 <No.12>

### ☆ 2月の新規加入実績

表のとおり、10市村において、17人の皆様が、新たに加入されました。  
 これにより、本年度の新規加入者は、県全体で108人（目標達成率72%）となりました。  
 なお、前年同月比では、106%（+6人）と増加していますので、この勢いで、各市町村の加入目標の達成に向け、一層の取組をお願いします。

表：2月の新規加入者数

(単位：人)

市町村名	新規加入者			市町村名	新規加入者		
	全体	20~39歳	女性		全体	20~39歳	女性
小諸市	2		1	豊丘村	1		
南牧村	1	1		塩尻市	1		1
青木村	1			山形村	2	2	
駒ヶ根市	1		1	朝日村	2	1	
飯田市	4	1	1	長野市	2		1
				合計10市村	17	5	5

### ☆ 農業者年金の加入推進 Q&A・加入者の声！

#### 1 加入推進 Q&A

##### ① 若手農業者が得をする年金です！

Q 年金は、まだ早いかな・・・と思うのですが？

A できるだけ若いうちから加入した方が、将来、受け取れる金額は、より多くなります。  
 また、39歳までの若い農業者の場合には【国の補助】が利用できる場合があります。  
 年齢などによって最大1万円の補助が受けられるのは、若い農業者のメリットです。

##### ② 女性農業者が得をする年金です！

Q 夫が農業者年金に加入していますが、私も加入した方が良いのでしょうか？

A 一般的に女性の方が長生きです。夫婦で加入しておけば、万が一、夫が亡くなった後も安心して老後を過ごすことができます。

#### 2 加入者の声！

① 両親も早くから加入していて、今とても助かっているとっていました。

両親のススメもあって自分が加入できる年齢になった時、すぐに加入しました。

② 就農したばかりの頃、親身になっていろいろ教えてくれた先輩が「農業者年金はいいぞ」と言うので気になっていました。年金の積立額が収入によって変更できると知り、無理がない金額で始めました。来年からは、ちょっと増額できそうです。

☆ 今月の一句：「のうねん」よ 孫と老後の <sup>ひなた</sup>日向ぼこ！

# 農業者年金の令和5年度目標数・新規加入者数・目標達成状況

(令和6年2月末日現在)

(単位：人)

市町村名	令和5年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち20~39歳	うち女性	全体	うち20~39歳	うち女性	全体	うち20~39歳	うち女性
小諸市	3	2	1	3		1	○		○
佐久市	5	3	2	3	1				
小海町	1	1	1	1	1		○	○	
佐久穂町	2	1	1						
川上村	6	6	3	2	1	1			
南牧村	3	3	2	2	2	1			
南相木村	1	1	1	1	1		○	○	
北相木村	1	1	1						
軽井沢町	1		1						
御代田町	1	1	1						
立科町	1	1	1						
佐久計	25	20	15	12	6	3	3	2	1
上田市	3	2	1	2	1	2			○
東御市	2	2	1						
長和町	1	1	1						
青木村	1	1	1	1			○		
上田計	7	6	4	3	1	2	1	0	1
岡谷市	1	1	1						
諏訪市	1	1	1	2	1		○	○	
茅野市	2	1	1	4	2	2	○	○	○
下諏訪町	1		1						
富士見町	1	1	1						
原村	3	2	1	1					
諏訪計	9	6	6	7	3	2	2	2	1
伊那市	3	1	1						
駒ヶ根市	2	1	1	2		2	○		○
辰野町	1	1	1						
箕輪町	1	1	1						
飯島町	1	1	1						
南箕輪村	1	1	1	3	1	1	○	○	○
中川村	1	1	1	2		1	○		○
宮田村	1	1	1						
上伊那計	11	8	8	7	1	4	3	1	3
飯田市	6	3	2	6	2	2	○		○
松川町	2	2	1	2	1		○		
高森町	2	1	1	3	2		○	○	
阿南町	1		1						
阿智村	1	1	1						
平谷村	1	1							
根羽村	1								
下條村	1	1	1	1	1		○	○	
売木村	1								
天龍村	1		1						
泰阜村	1		1						
喬木村	1	1	1						
豊丘村	1	1	1	3	1		○	○	
大鹿村	1	1	1						
南信州計	21	12	12	15	7	2	5	3	1

市町村名	令和5年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち20~39歳	うち女性	全体	うち20~39歳	うち女性	全体	うち20~39歳	うち女性
上松町	1	1	1						
南木曾町	1	1	1						
木曾町	1	1	1						
木祖村	1	1	1						
王滝村	1								
大桑村	1		1						
木曾計	6	4	5	0	0	0	0	0	0
松本市	9	5	4	8	3	6			○
塩尻市	4	2	2	3		3			○
安曇野市	3	3	2	2	1	1			
麻績村	1	1	1						
生坂村	1	1	1	3	1	2	○	○	○
山形村	2	1	1	7	6	2	○	○	○
朝日村	2	1	1	5	1	2	○	○	○
筑北村	1	1	1	1			○		
松本計	23	15	13	29	12	16	4	3	5
大町市	1	1	1						
池田町	1	1	1						
松川村	1	1	1						
白馬村	1	1	1	1		1	○		○
小谷村	1	1	1						
北77'入計	5	5	5	1	0	1	1	0	1
長野市	8	3	3	11	4	4	○	○	○
須坂市	4	2	2	1					
千曲市	3	1	1	1	1				○
坂城町	1	1	1						
小布施町	3	1	1						
高山村	1	1	1	1	1		○	○	
信濃町	1	1	1						
飯綱町	2	1	1	1	1				○
小川村	1		1	1	1		○		
長野計	24	11	12	16	8	4	3	4	1
中野市	9	4	3	6	5	2			○
飯山市	4	1	1	3	2	1			○
山ノ内町	4	2	2	9	4	4	○	○	○
木島平村	1	1	1						
野沢温泉村	1	1	1						
栄村	1	1	1						
北信計	20	10	9	18	11	7	1	3	2
県計	151	97	89	108	49	41	23	18	16

72% 30%

は、令和5年度目標数を達成した市町村。

農業経営者の皆さまへ

# 雇用就農資金



全国農業会議所は、50歳未満の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成する「雇用就農資金」を実施します。

今回、本事業のうち以下2タイプの募集を行いますので、事業実施を希望される場合は、令和6年3月1日(金)～4月4日(木)(必着)に雇用就農資金HPの「応募申請フォーム」より申請を行ってください。

- ◎雇用就農者育成・独立支援タイプ：農業法人等が就農希望者を雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合に資金を交付
- ◎新法人設立支援タイプ：農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す者を雇用して実践研修を実施する場合に資金を交付

※ 農業法人等が職員等を次世代の経営者として育成するために実施する派遣研修を支援する「次世代経営者育成タイプ」も随時募集しています。(詳細は、都道府県農業会議等にお問い合わせください。)

なお、本事業の実施は令和6年度予算案の成立が前提のため、その内容に応じて事業内容等の変更があり得ることに御留意願います。

## 助成内容

支援タイプ	助成期間	助成額※1,2
雇用就農者育成 独立支援タイプ	最長 4年間	年間最大 60万円 (月額5万円)
新法人設立支援 タイプ		年間最大120万円 (月額10万円) (3-4年目は最大60万円) (月額5万円)

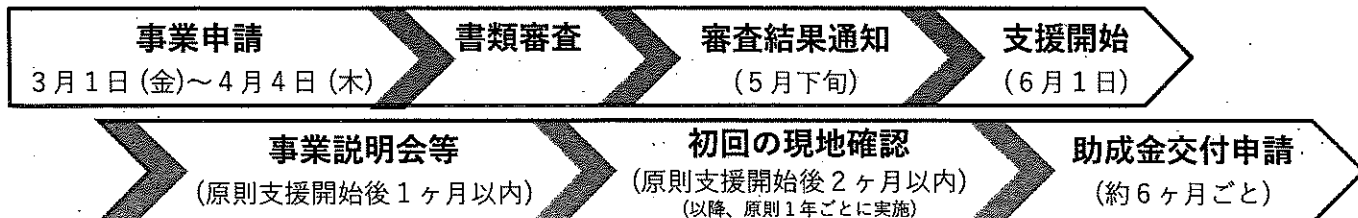
※1) 各タイプともに、新規雇用就農者が多様な人材(障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等)の場合は、年間最大15万円(月額1.25万円)が加算されます。

※2) 事業実施期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。

## 募集期間等

募集回	募集期間	支援期間	支援対象となる 新規雇用就農者の採用日
第1回	2024年3月1日～4月4日	2024年6月1日～2028年5月31日	2023年6月1日～2024年2月1日
第2回	2024年7～8月(予定)	2024年10月1日～2028年9月30日	2023年10月1日～2024年6月1日
第3回	2024年10～11月(予定)	2025年2月1日～2029年1月31日	2024年2月1日～2024年10月1日

## 応募～採択後の流れ



必ず募集要領で詳細をご確認ください！

## 事業実施にあたっての主な要件

### 農業法人等の要件

- ① おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）等であること。
- ② 十分な指導を行うことのできる指導者（当該農業法人等の役員又は従業員で、5年以上の農業経験を有する者等）を確保できること。
- ③ 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
- ④ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
- ⑤ 雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
- ⑥ 1週間の所定労働時間が年間平均35時間以上であること（新規雇用就農者が障がい者の場合は20時間以上で可）。
- ⑦ 過去5年間に本事業、農の雇用事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上いる場合、当該就農者の農業への定着率が2分の1以上であること。
- ⑧ 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめの.JP）に掲載していること。

URL : [https://app.be-farmer.jp/training\\_users/sign\\_in](https://app.be-farmer.jp/training_users/sign_in)

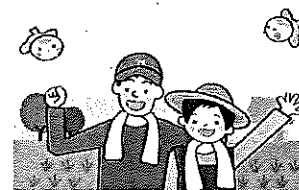


(研修内容等登録フォーム)



### 新規雇用就農者の要件

- ① 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する50歳未満（採用時点）の者であること。
- ② 支援開始時点で、採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること。
- ③ 過去の農業就業期間が5年以内であること。
- ④ 原則として農業法人等の代表者の3親等以内の親族でないこと。
- ⑤ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと。



★ 過去に本事業の支援対象となった新規雇用就農者が離農している場合には、離農した新規雇用就農者の数を超えて雇用した**新規就農者の増加分が支援対象**になります。

### 事業に関する問合せ先

- ・ 詳細は長野県農業会議（TEL：026-217-0291）へお問い合わせください。
- ・ 農業会議等の連絡先、募集要領・応募申請フォーム等は以下の公式HPでご確認ください。

公式HPは **雇用就農資金 応募** で検索 ([https://www.be-farmer.jp/farmer/employment\\_fund/original/](https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/))

# 一般社団法人長野県農業会議常設審議委員 名簿

(令和6年3月15日現在)

区分	氏名	所属等	備考
4項1号	市川 覚	佐久市農業委員会会長	
〃	小山田 武	小諸市農業委員会会長	
〃	伊藤 利孝	上田市農業委員会会長	
〃	小泉 幸善	諏訪市農業委員会会長	
〃	有馬 久雄	伊那市農業委員会会長	
〃	高田 清人	飯田市農業委員会会長	
〃	早川 親利	南木曾町農業委員会会長	新任
〃	田中 悦郎	松本市農業委員会会長	
〃	中島 完二	安曇野市農業委員会会長	
〃	伊藤 宏昭	大町市農業委員会会長	
〃	保木野幸雄	千曲市農業委員会会長	
〃	藤沢 勉	高山村農業委員会会長	
〃	青木 保	長野市農業委員会会長	
〃	佐野 啓明	中野市農業委員会会長	
〃	松永 晋一	飯山市農業委員会会長	
4項2号	望月 雄内	学識経験者 (前長野県議会議員)	
〃	金子ゆかり	学識経験者 (諏訪市長)	
〃	沼田 浩子	学識経験者 (長野県農業委員会女性協議会会長)	
〃	浅田みさ子	学識経験者 (長野県農業委員会女性協議会副会長)	
〃	小林 文彦	学識経験者 ((一社)長野県農業会議 前専務理事・事務局長)	
〃	伊藤 洋人	学識経験者 ((一社)長野県農業会議専務理事兼事務局長)	
5項2号	神農 佳人	長野県農業協同組合中央会会長	
5項3号	中村 光男	長野県農業共済組合常務理事	
5項4号	千國 茂	長野県厚生農業協同組合連合会経営管理委員会副会長	
〃	宮澤 清志	長野県信用農業協同組合連合会経営管理委員	
〃	鷲田 武司	全国農業協同組合連合会長野県本部長	
5項5号	小林 安男	公益財団法人長野県農業開発公社理事長	
〃	所 弘志	長野県土地改良事業団体連合会常務理事	
〃	武重 正史	公益社団法人長野県農業担い手育成基金専務理事	